

瀬戸内学園倫理綱領

私たちは、本学園の理念を「地域社会に暮らしていく障害者の豊かな生活を実現する」と掲げ、その実現のため{**生命の尊厳・個人の尊重・人権の擁護・社会への参加・地域福祉の推進・専門的な支援**}の項目を倫理綱領として定めました。

その中で私たちは、利用者支援の際に共有の依拠すべき「基準」として、行動基準も定めました。

私たちは、ここに定めた「倫理綱領」と「行動基準」を職務遂行上の指針並びに規範として、理念の実現に向けて努力します。

1 生命の尊厳

私たちは、利用者一人ひとりのかけがえのない生命を尊び大切にしていきます。

2 個人の尊重

私たちは、利用者の立場に立ち、一人ひとりの人間として個性・主体性・可能性また、そのプライバシーを尊び、適切で且つ利用者にわかりやすい支援に努めていきます。

3 人権の擁護

私たちは、利用者の基本的人権を尊重し、差別・虐待などのいかなる人権侵害も許さず、人としての権利を擁護していきます。

4 社会への参加

私たちは、利用者が社会の中で一市民としての生活が送れるよう支援していきます。

5 地域福祉の推進

私たちは、地域ニーズを的確に捉え、関係の機関・団体等との連携を図り、地域福祉の充実に努めます。

6 専門的な支援

私たちは、自らの専門的役割と使命を自覚し絶えず研鑽を重ね、利用者の自立支援に努めていきます。